

国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

美波町政策推進課

1. 目的

当地区は、海・山・川に囲まれた日和佐港（地方港湾）を中心とした漁村集落と四国八十八箇所23番札所薬王寺の門前町として栄えた市街地であり、海岸部は風光明媚なリアス式海岸であり室戸阿南海岸国定公園に指定、千羽海崖や国の天然記念物であるアカウミガメの産卵地大浜海岸及び日和佐うみがめ博物館カレッタがあり、年間80万人近い観光客が訪れる歴史・文化と自然環境に恵まれたコンパクトな町並みを形成した地区である。

現在、室戸阿南海岸国定公園日和佐地区都市再生整備計画を策定、室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然環境とコンパクトなまちなみを活かし、観光資源として魅力向上、日和佐港と融合した新たな観光拠点化による、滞在を促し歩いて巡りたくなるエリアの創出を目標に取り組むこととしている。

また、美波町（旧日和佐町）は、昭和25年から、世界で初めて本格的なウミガメ保護に取り組んできた長い歴史があり、昭和42年に日本で初めてウミガメとその産卵地が国の天然記念物に指定され、昭和60年には世界で唯一のウミガメ専門の博物館「日和佐うみがめ博物館カレッタ」がオープン、昭和63年には日本で初となる海亀国際会議が当地で開催され、平成7年にはウミガメ保護条例を制定、現在もウミガメ保護に取り組んでいる。

令和2年度より美波町回帰率向上拠点計画を策定、日和佐うみがめ博物館カレッタリニューアルに向け設計作業を完了している。

「日和佐うみがめ博物館カレッタ」に隣接した国民宿舎うみがめ荘は昭和39年に落成、繁栄してまいりましたが平成7年以降は赤字続きとなり、平成20年民間企業と管理運営契約により営業を続けておりましたが利用者の減少とコロナウイルス感染症の影響により営業を休止、併せて施設の老朽化による営業継続が困難となり営業中止に至っている。

本事業は、日本で初めてウミガメを保護した歴史と文化を核としたエコツーリズムの拠点として次世代に自然との共存を継承する場として日和佐うみがめ博物館カレッタのリニューアルと併せ、将来にわたり多くの人々に当施設と室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然環境を体感してもらい日和佐港と融合した新たな観光拠点化と滞在を促すエリアの創出を目的とする。

基本計画・設計段階より町民参加手法の検討及び周辺環境に配慮した国民宿舎うみがめ荘跡地の設計及び官民連携した周辺エリア活用の可能性についても検討を実施する。

業務実施にあたっては、「ランドスケープ業務について専門的知見により総合的に判断できる統括能力」「公園施設や建築設計に関する高い知識」「植栽や生物多様性についての専門的知見」、「計画段階から合意形成を図りえた経験をもつ町民協働及び官民連携の実績やノウハウ」、「全体をとりまとめることができる高いランドスケープデザイン監修能力」等、業務を総合的に進めるにあたり高い技術力と経験が必要となる。美波町の観光・環境行政及び当該地の現況や課題を踏まえ、様々な主体と町民参加の取り組みを試みながら、広報周知、官民連携について検討を行い、多面的な情報を把握・分析し計画立案に的確に反映することのできる専門的な技術と総合的な監修能力が求められる。

これらの条件を満たす能力と経験等を有する事業者へ委託する必要があるため、公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

2. 業務委託の概要

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 業務の名称 | 国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務 |
| (2) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期限 | 契約日の翌日から令和5年2月20日まで |

3. 提案限度額

¥12,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出期限(令和4年6月14日)現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 美波町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの「造園部門」の登録を有すること。又はランドスケープに関連する団体に正会員として加盟していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 美波町建設業者等指名停止措置要綱(令和元年告示第24号)基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、本店所在地の都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (8) ランドスケープ業務(公園・広場や街路などの屋外空間のデザイン)の業務実績を有すること。
- (9) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者を本業務に配置できること。
 - ① 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
 - ② RCCM(造園)
 - ③ RLA(ランドスケープアーキテクト)

5. 選定スケジュール

プロポーザル実施スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 時
実施要項等の公表・配布	令和4年6月 1日(水)から
質疑の受付	令和4年6月 8日(水)まで
質問の回答期限	令和4年6月10日(金)
参加表明書の受付	令和4年6月14日(火)午後5時まで
技術提案書作成者の選定	令和4年6月17日(金)通知
技術提案者等の提出期限	令和4年7月 1日(金)午後5時まで
プレゼンテーション	令和4年7月 7日(木)予定
審査結果通知	令和4年7月11日(月)予定
契約予定日	令和4年7月14日(木)予定

6. 実施要項等の公表・配布

- (1) 配布期間
令和4年6月1日(水)から令和4年6月14日(火)午後5時まで
- (2) 配布場所
美波町ホームページ(<https://www.town.minami.lg.jp/>)からダウンロードすること。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和4年6月1日（水）から令和4年6月8日（水）
- (2) 提出方法
質問書（任意様式）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出すること。
送信後に確認の電話を入れること。
- (3) 回答期限
令和4年6月10日（金）
- (4) 回答方法
提出された質問は参加申込者全員に電子メールにより回答する。

8. 参加申込の受付等

- (1) 参加表明書の受付期間
令和4年6月1日（水）から令和4年6月14日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1）
代表者印を押印の上、提出すること。
 - ② 会社概要及び実績報告書（様式2）
 - ③ 業務実施体制及び配置予定技術者の配置計画（様式3）
管理技術者、照査技術者等の配置計画について記載すること。
協力事務所がある場合、協力事務所の業務内容を記載すること。
 - ④ 配置予定技術者の経歴等（様式4）
管理技術者及び照査技術者についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。
 - ⑤ 誓約書（様式5）
代表者印を押印の上、提出すること。
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出方法及び提出場所
担当部署へ持参又は郵送で提出すること。郵便の場合は、一般書留または簡易書留に限る。（郵送の場合は、8（1）の期間内必着）
- (5) 辞退する場合
参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を担当部署へ持参又は郵送で提出すること。郵便の場合は、一般書留または簡易書留に限る。（郵送の場合は、8（1）の期間内必着）

9. 参加資格の審査

参加資格の選考結果は、令和4年6月17日（金）までに、参加表明書の提出者に対して通知する。

なお、参加表明書の提出者が5者を超えた場合には、参加資格要件を確認するとともに、以下の評価基準により審査し、5者程度を選定する。

評価項目	評価の着目点		配点
企業の経験・能力	資格要件	ランドスケープに関する部門（造園）の建設コンサルタント登録をしている。 ランドスケープに関連する団体に加盟している。	5
	企業の業務実績	ランドスケープ業務に十分な業務実績を有する。	5

	表彰及び社会活動等	ランドスケープ業務の表彰歴がある。ランドスケープ業務に関連する社会活動に参加している。	5
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務遂行のための動員計画や実施体制が適正な場合は優位に評価。協働提案等が有効な場合も優位に評価。なお、再委託の内容が、主たる部分の場合。業務の分担構成が不明瞭、または不自然な場合は、選定しない。	5
予定管理技術者の経験・能力	照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		担当業務の実績	5
		担当業務についての表彰歴がある。	5
	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		担当業務の実績	5
		担当業務についての表彰歴がある。	5

10. 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を得た者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

① 技術提案書（様式自由）

- ・鑑文 A 4（様式自由）
- ・業務実施方針・実施手法・業務工程計画 A 3（様式自由）
- ・評価テーマに対する技術提案 A 3（様式自由）

テーマ① 日和佐うみがめ博物館カレッタのリニューアル併せ、国民宿舎うみがめ荘跡地周辺を将来にわたり多くの人々に室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然環境を体感してもらうエリアの創出を目的として周辺施設活用及び各種計画も含め望ましい整備についてどう考えるか。

② 参考見積書（様式自由）

(2) 提出部数

原本 1 部・副本 5 部 ※②参考見積書のみ 1 部

(3) 提出期限

令和 4 年 7 月 1 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出方法及び提出場所

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。郵便の場合は、一般書留または簡易書留に限る。（郵送の場合は、10（3）の期間内必着）

(5) 技術提案書の構成

① 鑑文

表紙に案件名として「国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務公募型プロポーザル技術提案書」を記載すること。正本（1 部）のみ提案者名を記載すること。

② 業務実施方針・実施手法・業務工程計画

業務実施方針・実施手法及び業務工程計画については、次に掲げる事項について必ず記載すること。

- ・業務の目的、条件等についての取組方針

- ・課題を解決するために新しい価値やアイデアの企画提案と実現化への方針
- ・官民連携及び町民参加手法の提案と実現化への方針

③評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する企画提案については、本町の取組み・特性等を踏まえ次に掲げる事項について記載すること。

テーマ① 日和佐うみがめ博物館カレッタのリニューアル併せ、国民宿舎うみがめ荘跡地周辺を将来にわたり多くの人々に室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然環境を体感してもらうエリアの創出を目的として周辺施設活用及び各種計画も含め望ましい整備についてどう考えるか。

(6) 提案書等の作成の注意事項

① 鑑文

・表紙はA4版縦に案件名として「国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務公募型プロポーザル技術提案書」を記載すること。正本（1部）のみ提案者名を記載すること。

② 技術提案書

・A3版横左綴じ2ページ以内（片面印刷）で記載すること。
 ・文字の大きさは、原則として11ポイントとすること。

③ その他

・提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと。

11. 事業者の審査・選定

事業の選定にあたっては審査委員会を設置し、技術提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、事業者1者を選定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション方式とし、「12. 審査基準」に基づき審査する。

なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、web会議アプリケーションを用いた方法等とする可能性がある。

(2) 実施日

令和4年7月7日（木）予定

なお、開始時間は個別に連絡することとする。

(3) 実施方法

提案内容に係るプレゼンテーション20分以内、その後、提案に対する質疑応答10分程度、1提案者につき30分程度

(4) 出席者

本業務を担当する主たる担当技術者を含む3名以内とする。

(5) 順番

申込受付順とする。

(6) 審査結果の通知

書面にて通知する。

(7) プレゼンテーション等の注意事項

① プレゼンテーションは提案者が提出した提案書又は提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料や動画は認めない。

参加者は必要であればプレゼンテーション用のデータが入ったパソコンは持参すること。プロジェクター、スクリーンは事務局が用意する。

② プレゼンテーションは、提案者名を伏せて実施すること。

③ 審査委員会は非公開とする。

12. 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査し、審査基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決定する。

(1) 業務遂行体制に関する評価（事務局評価）

評価項目	評価の着目点		配点
企業の経験・能力	資格要件	ランドスケープに関する部門の建設コンサルタント登録をしている。 ランドスケープに関連する団体に加盟している。	5
	企業の業務実績	ランドスケープ業務に十分な業務実績を有する。	5
	表彰及び社会活動等	ランドスケープ業務の表彰歴がある。 ランドスケープ業務に関連する社会活動に参加している。	5
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務遂行のための動員計画や実施体制が適正な場合は優位に評価。協働提案等が有効な場合も優位に評価。なお、再委託の内容が、主たる部分の場合。業務の分担構成が不明瞭、または不自然な場合は、選定しない。	5
予定管理技術者の経験・能力	照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		担当業務の実績	5
		担当業務についての表彰歴がある。	5
	管理技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		担当業務の実績	5
		担当業務についての表彰歴がある。	5

(2) 技術提案内容に関する評価（委員評価）

業務の基本的な考え方	業務理解度	現状把握が適切であり、業務の目的、条件、内容の理解度が高いか。	5
	仕様書の理解度	実施方針が仕様書の項目を踏まえた提案になっているか。	5
	業務全体のプロセス	無理のない業務計画を組んでいるか。業務項目ごとのスケジュールが明確に示されているか。	5
	業務実施方針 実施手法	論理的、合理的視点で課題を解決するための新しい価値やアイデアの企画・提案である。多様な視点から課題に対し、実現化に向けた提案であるか。官民連携及び町民参加手について、現実性のある提案である。	10

評価テーマに対する提案	①日和佐うみがめ博物館カレットのリニューアル併せ、国民宿舎うみがめ荘跡地周辺を将来にわたり多くの人々に室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然環境を体感してもらうエリアの創出を目的として周辺施設活用及び各種計画も含め望ましい整備についてどう考えるか。	適格性	地形・環境・地域特性などの与条件の整合性。事業の目的に対し（着眼点・問題点・解決方法等）が網羅されている。	10
		実現性	提案内容に説得力がある。町民・事業者・行政等多様な視点から問題点や利害特質等が把握・分析されている。多様な視点から課題に対応、実現化へ導く可能性がある。	10
		創意工夫	論理的・合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できている。	5
資料作成能力等			的確な文書表現、作図等の創意工夫、提案の整理方法等、簡潔かつ明瞭にわかりやすく整理され、適切な説明となっている。	10
配点合計				110

13. 契約の締結

- (1) 前記 11により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は美波町から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託候補者と選定された日から7日以内に契約書を作成すること。
- (3) 契約締結と同時に契約保証金の納付等契約書に基づく保証を付さなければならない。

14. 提案者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めた場合

15. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 技術提案書等は、事業者選定に伴う作業に必要な応じ、複製する場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、美波町情報公開条例（平成18年美波町条例第9号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

16. 提出及び問い合わせ先

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1 美波町役場本庁

担当者 政策推進課 課長補佐 勘場瀬 貴志 (カンバセ タカシ)

TEL : (0884) 77-3616 (直通)

FAX : (0884) 77-1666

E-mail : kanbase.takashi@minami.i-tokushima.jp